

パブリックコメント
意見募集

厚真町地域公共交通計画

厚真町では、持続可能な地域公共交通の確保・充実に向け、「厚真町地域公共交通計画」を策定します。計画の策定にあたり、皆さんのご意見をお寄せください。

意見を提出できる方

- ・町内に住所を有する方
- ・町内に事務所または事業所などを有する個人、法人その他団体
- ・町内の事務所または事業所に勤務する方
- ・町内の学校に在学する方
- ・このパブリックコメント手続きに係る案件に利害関係を有する方

募集期間

令和4年1月19日(水)～2月18日(金)(31日間)

資料の閲覧場所

- ・まちづくり推進課、上厚真支所(書面の縦覧)
- ・町ホームページ

意見の提出方法

意見記入用紙(氏名および住所、法人その他の団体は名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地を記入)を郵送、持参、ファックス、電子メールにて提出

意見の提出先・問い合わせ

- ・持参・郵送
〒059-1692 京町120番地
まちづくり推進課 企画調整グループ
※開庁時間…8時30分～17時30分(土曜・日曜日、祝日を除く)
- ・☎27-3179 ファックス：27-2328
- ・電子メール：kikaku@town.atsuma.lg.jp

2月の運転免許証更新時講習の日程

苫小牧市交通安全センターで行っている運転免許証更新時講習(優良)の日程をお知らせします。その他の講習日程(一般、違反、初回)については、下記までお問い合わせください。

10時30分～11時	3日(木)、4日(金)、7日(月) 9日(水)、14日(月)、17日(木) 18日(金)、21日(月)、22日(火) 24日(木)、28日(月)
13時30分～14時	2日(水)、10日(木) 16日(水)、25日(金)

(一社)苫小牧地区交通安全協会 ☎0144-33-1458

女性消防団員募集
厚真町では、女性消防団員を募集しています。地域防災にあなたのチカラを貸してくださいませんか。

■主な活動内容

- ・火災予防期間中の広報活動
- ・一人暮らしの高齢者宅に防火指導訪問
- ・保育園児を対象にした防火教室
- ・出初式への参加
- ・各種訓練や研修への参加など

※火災出動での消火活動は行いません

■入団すると

- ・年4回の報酬が支給されます
- ・出勤や訓練に参加すると手当が支給されます(年間、訓練や演習で8回、会議や査察で4回、広報活動等で4回)
- ・公務災害補償や退職金が支給されます
- ・制服等が貸与されます
- ※消防団員の身分は特別職の地方公務員となります

■応募資格

- ・厚真町在住の18歳以上の方
- ・普通免許をお持ちの方
- ・募集人数4人(※定員になり次第締切)

■問い合わせ
胆振東部消防組合消防署厚真支署
(☎26-71119)

■手紙を守るためのルールがあります

手紙やはがきなどの信書は、原則として、日本郵便株式会社および信書事業者だけが取り扱うことができると定められています。宅配便やメール便では、原則として信書の送付はできません。

■問い合わせ
総務省情報流通行政局郵政行政部
郵便課(☎03-5253-5975)

町税 今月の納期

科目	納期
国民健康保険料 第4期	1月31日(月)
後期高齢者保険料 第4期	

お支払いには、便利な口座振替をご利用ください。

問い合わせ 住民課 税務グループ ☎26-7871
住民課 町民生活グループ ☎26-7871

情報ひろば INFORMATION

- ☎：電話
- ✉：Eメール
- 🏠：ホームページ
- 📠：ファックス

こども園つみき 宮の森こども園 令和4年度の園児を募集します

こども園を利用するには、支給認定の申請が必要です。認定区分によって内容や利用できる時間が異なります。

教育	保育	
1号認定	2号認定	3号認定
・満3歳以上 ・教育を希望する場合	・満3歳以上 ・「保育の必要な事由」に該当し保育を希望する場合	・生後6カ月以上満3歳未満 ・「保育の必要な事由」に該当し保育を希望する場合
教育標準時間認定 教育時間：8時45分～13時	「保育の必要な事由」に要する時間が1日あたり8時間以上 保育標準時間認定 保育時間：8時～18時 「保育の必要な事由」に要する時間が1日あたり4時間以上8時間まで 保育短時間認定 保育時間：8時30分～16時30分	

保育の必要な事由と保育の必要量について

右記の「保育の必要な事由」に保護者全員が該当すると認められる場合に、保育(2号・3号認定)を受けることができます。また、事由により保育の必要量(利用できる時間)が判定されます。

保育の必要な事由	標準時間認定	短時間認定
①月に48時間以上の就労	○	○
②妊娠中・出産後間もない	○	
③疾病・負傷・障がい等を有している	○	
④同居の親族(長期間入院等を含む)の介護・監護	○	○
⑤震災・風水害・火災その他の災害の復旧	○	
⑥継続的な求職活動・起業の準備		○
⑦就学・職業訓練等	○	○
⑧児童虐待・DV	○	
⑨育児休業中で、すでに保育を利用している子がいて継続利用が必要な場合(下の子が2歳になる月の末日まで)		○

募集期間

1月14日(金)まで
※支給認定証の交付および入園決定通知は令和4年2月中旬までに送付予定です。
※園児の面談および入園説明会などは入園決定後に各こども園で行います。
※令和3年度から継続して利用する場合の提出書類は各こども園から配布します。

提出書類

- 【新規入園園児】**
- ①支給認定申請書兼こども園利用申込書
 - ②就労証明書など(2号・3号認定の場合)
 - ③アレルギーに関する調査票
- ・各書類はこども園で配布しています。また、町ホームページからダウンロードできます。
・上記以外にも書類の提出が必要になる場合があります。
- 【継続利用園児】**
- ①現況届
 - ②就労証明書など(2号・3号認定の場合)

申し込み問い合わせ

住民課 子育て支援グループ(総合ケアセンターゆくり内) ☎26-7872
(上厚真支所と各こども園でも申し込み書類を受け付けています)

こぶしの湯あつま

イベントカレンダー 2月 こぶしの湯あつま ☎26-7126

- ⑤毎週日曜▷ちびっこデー：小学生はサービス券2枚
- ⑥毎週月曜▷シルバーデー：65歳以上はあつまるカードポイント3倍
- ⑦毎週火曜▷メンズデー：男性はサービス券2枚
- ⑧毎週水曜▷高齢者無料入浴の日：町交付の無料入浴券ご利用でヘルシーセットが750円→550円
- ⑨毎週木曜▷レディースデー：女性はサービス券2枚
- ⑩最終金曜▷町民の日：誕生月の町民はレストラン利用で入浴無料
- ・2と6のつく日はあつまるカードポイント3倍
- ・5のつく日は町交付の無料券利用であつまるカードポイント5倍
- ・毎月26日は風呂の日：あつまるカードポイント3倍、サービス券2枚

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
		⊗	⊕ 3倍	⊖		
6	7	8	9	10	11	12
⑤ 3倍	⑥	⊗	⊕ 3倍	⊖		③倍
13	14	15	16	17	18	19
⑤	⑥	⊗ 2倍	⊕ 3倍	⊖		
20	21	22	23	24	25	26
⑤	⑥	⊗ 3倍	⊕	⊖	⊕ 2倍	風呂
27	28					
⑤	⑥					

※イベントは予告なく、変更となる場合がございます。